

来年(2024年) 1月より義務化となる

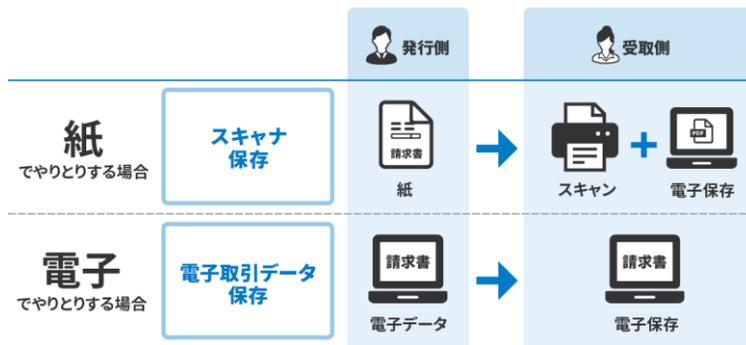
# 「電子帳簿保存法」の改正について

～令和 5 年度の税制改正のポイントも交えて解説します～

現在猶予期間が設けられている「電子帳簿保存法」ですが、2024年からは義務化となります。そのため、電子メールやインターネットでの取引が多くを占める今の業務体制への影響は大きいと思われます。

また、その後、急な変化への対応が難しい事業者へのより一層の配慮から、データを簡易保存することを条件に、電子取引を従来通り書面に出力して保存することを認める措置が、令和 5 年度税制改正で設けられました。(令和 6 年 1 月 1 日以後の電子取引が対象)

これまでの変更点のご確認と、今後の対応等に今回の説明会をご活用ください。



《開催日時》

2023年 **10月18日(水)18時**より ※説明時間は約60分です

《会場》 **川口市民センター 調理室** 《定員》 **25名** (先着順の受付)

八王子市川口町 3838 ☎042-645-0722

《講師》 **八王子税務署 法人課税部門担当官**

【事業担当】 〒192-0062 八王子市大横町 14-25 公益社団法人八王子法人会 西部地区会長 堺 尚久

## 西部地区税務説明会出席申込書 (2023/10/18 開催)

- ◎ ご出席のお申込は、下記に必要事項をご記入の上、FAX (050-3737-2192) にて八王子法人会事務局宛にお送りください。
- ◎ お電話、メール、当会ホームページでのお申込も受付しております。ホームページは右のQRコードをご参照ください。または、[八王子法人会](#)で検索いただき、当会ホームページ「研修・セミナーWEB お申込み」からお申込みください。  
☎ 042-625-4875 mail [hojinkai@hojinkai.or.jp](mailto:hojinkai@hojinkai.or.jp) 10月11日までにお申し込みください。



法人名	申込人数	
所在地		
TEL	FAX	

法人会事務局行 FAX 050-3737-2192